

告 示

埼玉県告示第六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県立嵐山郷の指定管理者を次のとおり指定した。

令和八年一月六日

埼玉県知事 大野元裕

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団
埼玉県比企郡嵐山町古里千八百四十八番地
- 二 指定の期間
令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで